

○ 3 番 （中塚礼次郎） 私は、さきに通告いたしました 3 問について質問をいたします。

最初の質問は「人手不足解消施策「特定地域づくり協同組合」設立に向けた取り組み状況について」の質問であります。

中川村は、中山間地域が置かれている厳しい行政運営の中、持続可能な村づくりを目指し、大変な努力で全力の取組をされております。

しかし、人口の減少が進むことでの影響は、村の産業である農業、商工業、観光、福祉、医療、介護などのあらゆる事業の分野で厳しい人手不足に行き詰まり感を持っていて、雇用の確保は困難な状況にあります。

私は、この質問に当たって、勉強面での不足もありますが、多くの事業者、村民の皆さんから設立を目指す組合組織への理解を得ることが重要と考え、質問をいたします。

特定地域づくり協同組合の必要性、設立に向けての行政支援はどうしても欠かせません。村の進める行政支援の内容についてお聞きをいたします。

○地域政策課長 特定地域づくり事業協同組合の必要性、設立に向けての行政支援はということでお答えします。

特定地域づくり事業協同組合の設立については、これまで先進地への視察として小谷村や生坂村のほか、令和 7 年 11 月 28 日には最新の設立事例であります飯綱町を視察しまして、設立手続や運営課題について確認をいたしております。こうした視察を通じて村での設立に向けた課題の把握と対応策の検討を進めております。

村の支援については、まず村内事業者への制度周知の研修会、勉強会を令和 7 年 8 月 5 日と令和 8 年 1 月 26 日の 2 回行い、延べで 21 名の事業者さんの参加をいただきまして、制度概要や事業者としてのメリット、設立要件等について説明をいたしました。

加えて、2 回目の説明会の際は事業組合を立ち上げるための発起人会への参画を提案させていただいたところでございます。

また、長野県中小企業団体中央会や県の制度コーディネーターと打合せを随時行いまして、設立手続や補助制度等について事務局を担っていただく方と確認するなど、立ち上げに向けた支援を現在行っているところでございます。

○ 3 番 （中塚礼次郎） ただいま行政のできる支援として先進地の視察等をする中で細かな支援をしていくという課長からの報告がありました。

組合制度の内容については、事業者による出資での設立、人材を雇用して人手不足の事業者へ派遣する点など、理解はしておりますが、組合制度の仕組みや特徴などがあればお聞きしたいと思います。

○地域政策課長 特定地域づくり事業協同組合の仕組みと特徴についてお答えをさせていただきます。

制度の目的としては、中山間地域の人口減少に伴う慢性的な人材不足に対応す

るため組合を設立し、運営を支援、人材確保と定住促進による地域経済の持続的な発展を図るものであります。

組合の仕組みとしましては、事業者が共同出資して組合を設立しまして、社員を無期雇用して地域内の複数事業者へ派遣する、いわゆるマルチワークの仕組みであります。行政からの財政支援を受けながら安定した雇用環境を創出と、そういったものでございます。

制度の特徴としては、事業者の繁忙期に対応した安定的な労働力派遣と組合社員の安定雇用、そして社会保険等の福利厚生を整備、移住者や若者の就労環境の創出等が挙げられます。

なお、特定地域づくり事業協同組合は県知事による認可が必要となります。県においては、設立要件、派遣先の確保見込み、派遣社員の確保見込みなど、複数項目について慎重に審査が行われます。

以上が組合制度の主な仕組みと特徴であります。

○ 3 番 （中塚礼次郎） ただいま課長のほうから組合の制度と仕組み等について話がされました。

そこで、最も私が懸念することは設立から運営の財政面の問題であります。国からの助成金は受けられるものというふうに思いますが、この点についてお聞きいたします。

○地域政策課長 設立から運営への財政面についてお答えをいたします。

特定地域づくり事業協同組合の設立、運営については、国の補助制度の特定地域づくり事業推進交付金が活用できます。

組合の事業費につきましては、利用料金収入と村からの補助金で折半される仕組みとなっております。

全体事業費の半分が派遣した事業者からの利用料金の収入、そして半分が補助金といった仕組みとなっております。村から出す補助対象経費の 2 分の 1 については国庫補助で措置されまして、また残りの半分——2 分の 1 については村負担となりますが、これについても特別交付税措置が講じられるため、実質的な村の負担は大幅に軽減されるものとなっております。

また、組合の設立初年度に対しましては設立に必要な初期費用に対しても国から設立支援補助を受けることができます。

今年度——令和 8 年度に改定がありまして、補助対象経費につきましては、設立に対する財政支援は上限が 390 万円、派遣社員の人件費、これにつきましては 1 人当たり上限 450 万円、また事務局の運営費につきましては年間上限 670 万円などに一部金額が引き上げられておりまして、国が定める基準の範囲内で措置されることとなります。

このように、国の補助制度を活用することで村と事業者の双方が持続可能な運営を行える仕組みが整備されております。

○ 3 番 （中塚礼次郎） 課長のほうから、今、国からの支援が相当あるというようなことで、そういった財政的な面では何とかなるというふうに私も思います。

○地域政策課長 この組織を運営、発展させていくためには、まず要となるのは事務局体制と人材が重要というふうに私は考えますが、この点について考えをお聞きいたします。

組合組織を運営、発展させていくための事務局人材についてお答えいたします。

事務局につきましては、派遣労働者の雇用管理、派遣先企業との調整、組合運営の事務処理を行う組合運営の中核となる重要な役割であります。

令和 8 年――今年 2 月 26 日に事務局を担う気持ちのある事業者との懇談を実施しまして、4 月にはこれまで説明会に参加した個人、法人を含む事業者の皆さんに発起人準備会の案内をいたしまして、併せて村のホームページや関係部署からの案内を行いました。

5 月 11 日には発起人準備会を開催しまして、その時点で 5 つの事業者の方々から応募がありまして、5 月 26 日の発起人会において労務管理等のノウハウを持ち設立後に事務局を担っていただく事業者を代表発起人として準備会に集まりました事業者の中で決めていただきました――選出いたしました。現在のところ 6 事業者が発起人予定となっております。

現在は代表発起人を中心として組合設立の定款の整備や事業計画案等の整備に入っており、並行しながら参画事業者の募集やワーカーの確保に向けて進めているところでございます。

また、長野県中小企業団体中央会や県の制度コーディネーターとも密に連携を図りまして、代表発起人の負担軽減と適切な運営支援を村としても行ってまいります。

○ 3 番 （中塚礼次郎） この組織を運営していくために事務局の体制というのは大変重要だというように申しましたが、課長のほうからの今の報告によりますと、もう既にそういった研修や会合等にも参加して、そこでおよそのめどで選出されているというふうなことを聞きまして、一安心というか、何とかうまくいきそうだなというふうに私も思います。

○地域政策課長 しかし、設立までの取組というのは大変なものだというふうに思いますが、目指す設立、発足について、考え、いつ頃になるかということをお聞きいたします。

設立までの取組と設立までの時期の見通しについてお答えをいたします。

先ほど申し上げましたとおり、現在までの進捗としましては、4 月から 5 月にかけて発起人準備会員の募集を実施しまして、5 者の事業者の応募がございました。

5 月 26 日に発起人会では 6 者の発起人が集まり、代表発起人――事務局を確定いたしました。

今後のスケジュールになりますが、7 月頃の創立総会の開催に向け、定款や事業計画案等の整備を代表発起人が中心となり現在進めております。

○ 3 番 （中塚礼次郎） 課長のほうから設立に向けた順調な取組がされておるという内容をお聞きいたしました。

その後、県への認可申請を実施します。認可後、最短の想定ではございますが、10 月以降に事業開始ができるよう準備を進めてまいります。

ただし、県への認可申請や派遣社員の確保等で相応の期間を要することが想定されますので、村は代表発起人と十分に協議を行いながら慎重に、かつ丁寧に進めてまいりたいと考えております。

先ほど申し上げましたとおり、県の中小企業団体中央会や県のコーディネーターとの連携も図りながら県の認可申請に向けた準備を万全に整え、スムーズな認可取得をサポートしてまいりたいと考えております。

この組合が人手不足に苦しむ事業者やそれらの方たちの会社なり商売の運営に大いに役立つ組織となることを私も望みますので、ぜひよろしく願っていたと思います。

次の質問であります、「熊出没による人身被害の防止策強化について」であります。

熊により亡くなられた方の悲惨な状況報道を見聞します。

死に至らなくても顔や腕に負傷との報道があります。しかし、熊の鋭い爪を持つ手で一発たたかれれば、頬骨まで届くような大変な重傷を負うということになります。

村は熊出没による被害から住民を守らなければなりません。

今は熊出没への対策として片桐地区上前沢地籍前沢川沿岸の緩衝帯整備事業が実施されましたし、既に現状では下流沿岸の整備もされております。

私はさらにこの範囲を拡大する必要があるというふうに考えるわけですが、緩衝帯整備の拡大について考えをお聞きいたします。

熊出没による人身被害の防止は村民の生命と安全を守る極めて重要な課題として認識しております。

昨年の各所での熊による悲惨な事案を踏まえ、村においても熊対策をパッケージとしてまとめ、補正予算もお願いし、熊の出没経路となりやすい地域での環境整備を重点的に進めてまいりました。

前沢川沿線の緩衝帯整備事業については、熊が食べ物を求めて移動する際の隠れ場所となる竹林や雑木林を除去し、熊と人間の接触リスクを低減させることを目的として、当初計画箇所の整備を 5 月中に完了いたしました。

また、上下流沿線の追加整備として、上流左岸側の竹の伐採及び下流沿線の支障となる枝払い整備の拡大を契約変更により実施しており、6 月中の完了を予定しております。

これにより前沢川沿線全体での緩衝帯整備が進み、より広範な地域での熊出没リスク低減が期待できます。

今後の取組としましては、熊の出没状況に注視しながら、他地域の整備についても段階的に検討してまいります。

まずは村民の皆様の安全確保を第一に、計画的かつ柔軟に対策をさらに進めてまいります。

○ 3 番 （中塚礼次郎） 上前沢の前沢川沿岸の緩衝帯整備と、さらに下流への緩衝帯整備も 6 月中の完了というようなことで進められたということであります。

また、本年になり西小学校付近での熊出没警報が出されておまして、再び食べ物を求めて熊が道路沿線に出没を繰り返す可能性は大いにあります。

西小学校から横前集落への小中学校の通学路となっている沿線の緩衝帯整備の範囲拡大がさらに必要だというふうに私は思うんですが、この点について、整備の拡張について考えがあればお聞きいたします。

○産業振興課長 本年 5 月 1 日に教育委員会を通じて西小学校北西付近で熊を目撃したという報告を受けております。

村としても児童生徒の安全確保は最優先事項であり、緊急対策として 5 月連休明けから直ちに西小学校北西のササや低木等の刈り払いを実施しました。これにより当該地点での熊の隠れ場所を減らし、児童生徒の通学時の安全性向上に努めたところであります。

今後の対策としましては、6 月中旬から 7 月上旬にかけて西小学校南側の矢村沢川沿線の竹林整備と刈り払い、県道北林飯島線沿線の刈り払い、西小学校敷地内の梅の木伐採を順次実施する予定であり、通学路周辺の環境整備を通じて熊の出没リスクを段階的に低減させるとともに、学校、地域の皆様と連携を密にしながら、引き続き学校周辺及び通学路の安全対策に取組を進めてまいります。

○ 3 番 （中塚礼次郎） 私が心配しておりましたが、村のほうとしては安全を第一にさらに整備を進めておるということで、安心いたしました。

先頃、集落の組内の回覧文書によりまして学校側からの熊出没時の避難誘導、対策等に関する通知、連絡がされました。

熊出没に対する児童生徒、父母、祖父母、学校関係者の心配は大変なものと思いますが、まず通学時の安全・安心を確保することが必要です。

学校への送迎についても考えざるを得ません。帰宅時の迎えの連絡などは校舎電話による方法となるというふうに思いますが、連絡での電話場所は、学校の電話、文化センターの電話など、それに片桐区民会館からの電話利用も可能ではというふうに考えます。関係の家庭の要望も多く、使用に対する配慮と広報について考えをお聞きいたします。

○保健福祉課長 熊出没時の迎えの連絡の際に子どもたちが片桐区民会館の電話を利用することは可能かについてお答えいたします。

今年度も西小学校付近で熊の目撃情報があり、子どもたちはもちろんのこと、御家庭の皆様の心配は絶えないことと思います。

村としても、子どもたちの安全を最優先に考える上で、熊出没に限らず、不審者などから子どもを守るため、議員御提案の緊急時の片桐区民会館の電話利用は可能と考えます。

現在、片桐区民会館は、平日は午後 6 時半まで児童クラブが使用しており、指導員も常駐しておりますので、緊急時の対応は十分可能です。各学校や文化センターに加え、片桐区民会館の電話利用も選択肢の一つとしていただけたらと思います。

今後、児童クラブ指導員とも緊急時の電話利用について共有してまいります。

また、広報については、教育委員会から学校を通じて子どもや保護者の方へ周知をしたいと思います。

○ 3 番 （中塚礼次郎） 今、課長のほうから細かく報告がされました。

広報についても教育委員会のほうを通じて、学校を通じて各家庭のほうに連絡するということで、公社の電話は、文化センター、それから学校の電話、区民会館の電話ということですが、生徒もおるので 3 か所もあれば十分だというふうに思います。

子どもの安全・安心を第一に進めておっていただきますということですので、ぜひそのようにお願いしたいというふうに思います。

最後の質問であります、今政府が進めようとしております主要食糧法改定への質問であります。

主要食糧法改定が今国会で審議入りされようとしているということの報道がありました。

令和の米騒動による主食である米への混乱自体が去ったばかりなのにと思いましたが、審議入りされようとしている主要食糧法改定案は今後の農業、稲作について大変大きな影響を与えかねない問題であります。

法案は、生産調整の文言を削除して需要に応じた生産を明記し、政府備蓄米を民間備蓄と置き換えるもので、政府は市場任せの農政の大失敗の反省もありません。

全国的にも農業経営体は激減しております。私は農政政策の大きな失敗と考えますが、この点について考えをお聞きいたします。

○村 長 主要食糧法につきましては、今国会で審議をされ、衆議院は通過をしておるという報道がありました。ちょっと、参議院につきましては、今現在審議中か可決されたかはちょっと確認できておりませんが、そのようでございます。

御質問の件でございますけれども、まず農水省であります、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案の概要でもって次のように説明をしております。

○ 3 番

この改正の背景でありますけれども、米価の高騰の要因及び政府備蓄の売渡しの対応については、多様化する流通実態を的確に把握できなかったこと、政府備蓄は売渡し手続に時間を要し、機動性を欠く課題が明らかになったことにあることであるといったしまして、1 に、まず初めに外食、中食を含め流通業者の取引実態を幅広く把握する必要がある、2 点目に官民を挙げた備蓄体制を構築し備蓄米の機動的放出を可能にするということのようでございます。

振り返りますと、2018 年から米の生産調整施策はやめたことになっております。しかしながら、米需要の減退の、これは米需要が減退していくという前提で、この中で国は米の需要量を示し、都道府県単位で自治体関係者及び J A、米農家の代表等が作付目標数値を具体化し、それに沿って各農家は作付をしてきたわけであります。

気候の高温への変動、インバウンド需要に対応できず、備蓄米の放出、民間事業者の直接買い付けが価格高騰に拍車をかけ、引きずられて全農系統出荷米の高騰につながった、こういうことではないかと思っております。そして、需給見込みが全くできていないことで今回の米騒動となったものであります。

議員の言われるように、市場に任せても米の安定供給は大丈夫だという、見通しができていなかった農水省、政府の責任は非常に大きいというふうに私は思っております。

（中塚礼次郎） 今、村長のほうから細かい内容の説明がありました。

今、深刻な農業離れを招いている中、これまでの農政に全く反省のないまま、今回の法改正であります。このような状態で本当に安定的な米の供給ができるのか、米農家にとって大きな不安となっております。本当に再生産可能な米価の実現は可能なのか、疑問は増すばかりであります。

これに対し、収入保険がある、食料システム法で価格交渉が機能するとの言い分もありますが、需要に応じた生産を明記しようとする政府の意図を理解しなければなりません。

これまでの地方公共団体は生産調整方針及びその適切な運用がその地方公共団体の区域の特性に応じた農業の振興に資する認めるときは必要な助言及び指導を行うという努力義務も削除され、農家の主体的な需要に応じた生産のための情報の提供だけになるというものであります。

気候危機も世界情勢も不安定な今日、私は、米は増産するべき、豊作ならば政府が買い取り、不作ならば備蓄米を放出し、政府が米の価格に責任を持ってコントロールする、農家の所得補償をセットで行えば希望を持って農業に従事できるのではないかとというふうに考えます。

この点についてどのように捉えられておるか、考えをお聞きいたします。

○村 長 生産調整につきましては、水田における稲以外の作物の生産の振興に関する施策、その他関連施策との有機的な連携を図りつつ、地域の特性に応じてこれを行

○ 3 番

うという文面に変わるようであります。これは御指摘の点かと思います。

さらに、現行の

地方公共団体は、（中略）生産調整方針の作成及びその適切な運用がその地方公共団体の区域の特性に応じた農業の振興に資すると認めるときは、必要な助言及び指導を行うように努めるものとする。

という規定からも大幅に後退し、おっしゃったように需要に応じた生産に資する情報の提供を行うよう努めるという文言に変わるということでございます。

情報提供するという規定にとどまっているとの批判は、私としては的を射たものというふうに思っております。

ところで、現状の話でありますけれども、農水省は 5 月 22 日にミニマムアクセス米の一般輸入米入札を実施したようであります。この中でアメリカ中粒種 3.6 万トン落札したようでございます。

また、関係機関は需要に応じた生産を掲げ、主食用米作りから米粉用、加工用、輸出用米に切り替える、このことを再三農水省は求めているというふうに言われております。

令和 7 年に緊急放出をいたしました備蓄米 59 万トンを買戻しすることをせず、政府備蓄が空っぽの状態をこれを放置して、昨年――2025 年産米が 21 万トンあるわけであります、計 80 万トン、仮にこれを政府備蓄としておけば、過剰な民間在庫、これは解消し、国産米備蓄も復元できるとの指摘もあります。

この背景には、どうもといいますか、トランプアメリカ大統領の要求どおりにアメリカ米の輸入を 60 万トンまで増やして、政府備蓄米をこれで代用するのではないかと、そういう疑った見方もできるわけであります。

食料安全保障の根幹であります国産米の十分な確保を実効あるものにするには、やはり米の価格を市場任せにしない、コストに見合った説明と価格の目安を政府が責任を持って示す必要があるというふうに思います。

気候変動で今は高温が続いておりますけれども、場合によると冷害、不作もあり得るわけであります。逆に豊作になった場合にも備えて、一定作付した面積などに対する所得補償を行うという考え方は、私は賛成であります。

しかしながら、最初に申し上げたとおり、今回の主要食糧法改正案であります、6 月 3 日に衆議院で可決されております。現在、ちょっと調べておりませんが、参議院のほうへ議論の舞台が移っておるかというふうに思っておりますので、徹底した議論と、これをマスコミもしっかり報道してもらうということを私は望むところでございます。

（中塚礼次郎） 国会で審議が進められておることになりますので、これは大変なことになるなというふうに私は思います。

イスラエルとアメリカ、イランの争いの中で、今、燃料を中心として大変な事態が起きておるわけですけど、日本の食料自給率は 40％を切るかというふうな状

況の中で、例えばそういった世界的な争いがあれば、食糧の輸入を止められたら私たちは今以上に大変な状態になるというふうなことも頭に入れながら、国のほうではそういった政策を進めてもらいたいし、そういった声をやっぱり上げていかないと、本当に日本の食糧が国民のためになるために守られるということが大変不安になる、心配だということを常々考えておりますので、そういった意味でも声を大にしていきたいというふうに思います。

以上をもちまして私の質問を終わります。